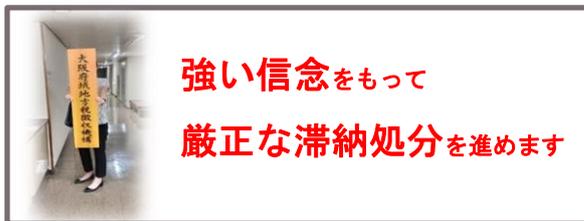


夏から年末に向けては、増加する対面交渉、電話交渉が続きましたが、ただただ「公正性」を貫くため、踏ん張りました。疲弊するココロを岩盤浴で癒しては、リフレッシュする日々の連続でもありました。

また、新たな差押手法などを取得するため、各研修を受講し、仲間たちとの情報共有や実践に取り組みながら学びを深め、市と協働した取り組みなど、バタバタと過ごしている姿をレポートします。



**強い信念をもって  
厳正な滞納処分を進めます**

### 研修を受講して自己研鑽に励んでいます

☆研修概要☆	
8月	R6.8.9 債権差押と各私債権の競合について・事例発表他 
9月	R6.9.6 見積価格の算定について（公売実務研修Ⅲ） R6.9.12 「検索」について（ロールプレイング形式）  「検索」とは… 財産調査の一環として行うもので、滞納処分を行う必要があるときに、ご自宅などに立ち入り、差押えるべき財産を発見し次第、差押を行うものです。なお、差押を行った動産は、公売会やインターネット公売にて売却し、換価代金を市税に充当します。  国税徴収法第142条に基づきます！この「検索」には裁判所の「検索許可状(令状)」の交付が必要とされています。 
10月	R6.10.16 競売事件にかかる事務手続き等について・事例発表会他 
11月	R6.11.27 破産手続等について 研修意見交換会で議論された論点の整理他 

**研修を振り返って・・・「検索」 心構えを胸に**

研修では、各市町の滞納処分の事例発表など最新の滞納処分を勉強し、徴収技術の向上に取り組みしています。9月のロールプレイング形式で行われた「検索」研修は、実践さながらの自験したもになり、検索する徴税吏員の役割使命を確認することができました。

「検索」は、緊張感をもって「国税徴収法第142条に基づいて滞納処分のため検索を行います」の宣言から始まります。

この「検索」で大事なことは、全徴税吏員が同じ目標に向かってそれぞれの役割を理解した上で、共同作業として取り組むことや、「差押」を基本と意識し、滞納者の方の言い分を聴くのみにはせず、徴税吏員は自ら積極的に滞納者の方へ質問し、事実を証する資料を確認を行うことでした。あくまでも納期内納税者との公平性を保つための最終段階であることを滞納者にも理解してもらうことを全徴税吏員の共通認識とし、とにかく、ぶれない姿勢の心構えが大事であることを学ぶことができました。

「検索」、それは「大きな権限と責任」全徴税吏員の覚悟 背筋ピンシツ！

### 「税を考える週間」

全国で、今年も11月11日(月)から11月17日(日)までを「税を考える週間」と位置付け、本市内の小学生の子どもたちにも、「税」に関する習字展にたくさん応募していただき、どれもよく考えられた「力強い」作品ばかりでした。今回は「税金」が交野市長賞として選ばれました。作品の中にある「予算・よさん」は、私たち納税に携わる者として心打たれた作品のひとつです。・・・キタ☆きた賞ものです。



市役所1階展示会場



**厳正な  
滞納処分**

(いつも心に)交野市機構併任職員K → K

## 交野市と徴収機構の合同で「冬の納付相談」実施しました。

### 交野市の12月は「滞納徴収重点月間」

滞納額の縮減のため、休日開庁を行うなど、納税推進に向けた広報活動に取り組みました。

【事前取組】まずは、テーマを決定 今年「完納で年越し」

- ・連日、電話催告
- ・連日、財産調査と差押執行
- ・連日、平日に来庁できない滞納者の方へ電話等での休日開庁案内
- ・滞納者の方への催告書及び休日開庁の案内書の送付
- ・休日開庁の実施周知（市 広報誌・ホームページ）
- ・なっとく納税のために《滞納整理の流れ》（市 ホームページ）

【当日取組】とにかく、「待つ・聴く・なっとく」そして納税へ

- ・納税相談等を実施するため市徴税吏員、徴収機構班長k・併任職員kで対応
- ・相談のみ、年度内分納を約束された滞納者を含め20の方が来庁、当日の納税額も50万円を優に超え、納期内納税者との公平性の担保へも一歩前進
- ・滞納者の方とともに直近の生活実態を把握した上で納得した納税完納計画の策定
- ・日ごろ徴税事務等の事例を通じて班長kとの運用の検証と意見交換



併任職員 K

### 「マナビ実践 揺れる想いレポート」



こんにちは。併任職員Kです。

令和6年ももうすぐ終わりですね。大阪府域地方税徴収機構は、「差押を前提とした厳正な滞納整理」に取り組んでいます。早期徴収等実現のため、督促状を含む文書催告や電話催告を行っています。中にはなかなか連絡が取れない滞納者の方もいらっしゃいます。そんな時には、直接自宅まで伺い納税交渉をしています。また必要に応じ、令状によらずご自宅などを強制捜索し、財産等を差押えることもあります。特に納税交渉は、「滞納者の生活実態等の把握」を基本に心がけ、「納税への理解」と「滞納整理の重要性」を伝えるなどに時間をかけています。粘り強くあきらめずの連続ですが、長引かすことよりも「早期徴収等」の実現が、滞納者の方が安定した生活を過ごすために大きな意味をもたらすことだと徴税吏員として信じています。

何よりも滞納者の方とは「早期接触」でお話を伺うことが大事で、次に滞納者の方が「自ら変化する」その一助となる納税交渉スキルの獲得とその実践の日々でした。遠回りのようですが、やっぱり大事なのは、滞納者が気づく！【気づき】であり、それが、「納期内納税者」へ変わっていただく近道のひとつであることを改めて感じています。変わってくださった滞納者の方も続々といらっしゃいます！これを糧に令和6年度、残す期間もあと少し、最終まで、気を引き締めしてお勤めします。



はい！ミーティングはじめるよ



こんにちは。大阪府域地方税徴収機構 班長のKです。

大阪府域地方税徴収機構は滞納処分を前提とした厳正な徴収に取り組んでいますが、滞納処分の一例である差押えの要件について知っていますか？

地方税法では「徴税吏員は督促状を発した日から起算して10日を経過した日までに完納しないときは、滞納者の財産を差押えなければならない」

（第331条など）と規定されています。債権確保のため、徴税吏員は日々財産調査等に勤しみ、期限内に税の納付を行っている大多数の納税者との間の公平性を確保する観点から、必要に応じ、適時差押え等滞納処分に着手し、早期徴収に努めています。

ハンチョ～



直属の併任職員 Kです

しっかり理解しています。私たち併任職員は、滞納者の方と交渉する際には、常に正しく仕組みを説明する責任があり、毅然とした態度には、そのスキルが求められます。右手に地方税法、左手には国税徴収法を手放さず...ですね。

迷ったときは、立ち止まること、そして、法に立ち返ることも！

教えていただきました。